

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

住民避難

第1節 避難行動計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第1節「避難行動計画」に準ずる。

担 当 部 局	企画部、総務部、まちづくり推進部、福祉部、教育委員会、消防団
主 な 関 係 機 関	県、西和警察署、西和消防署、大阪管区気象台（奈良地方気象台）、自衛隊、自治会、自主防災組織

第2節 避難生活計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第2節「避難生活計画」に準ずる。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、福祉部、教育委員会
主 な 関 係 機 関	県、自治会、自主防災組織

1 災害時協力用地制度の検討

熊本地震の教訓を踏まえ、地震災害時におけるオープンスペース確保の重要性を考慮し、町民、町内の企業・団体等が所有する用地について、その活用を前提とする「災害時協力用地」に関する制度の検討を行い、迅速な避難生活環境の提供に資する予防対策を講ずる。

「災害時協力用地」は、被災者の一次的な避難生活の場となるテント設営場所としての活用を前提とする。また、これに関連する活動の場と位置付け、制度運用等に関する内容については、今後検討を進めていくこととする。

2 野営施設の確保と供給

災害時協力用地等における野営生活を前提に、テントをはじめとする野営施設の提供に関する協定等の締結に向け、民間企業を含む関係機関との協議を進める。

第3節 災害時における要配慮者の安全確保計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第3節「災害時における要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

担 当 部 局	企画部、福祉部、まちづくり推進部、教育委員会
主 な 関 係 機 関	県、中和保健所、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県歯科医師会、公益社団法人奈良県看護協会、河合町社会福祉施設、病院、医院等

第4節 帰宅困難者対策計画

大規模な地震により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障を来した場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

町は、県や関係機関と連携し、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

担 当 部 局	企画部、福祉部、教育委員会
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

第1 震災時帰宅困難者数の想定

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者で、通勤・通学者や観光客などを想定する。

1 町からの通勤通学者

町の昼間人口は16,276人で、夜間と比較し2,555人の流出超過となっている。こうした状況に加え、町外からの通勤者は4,672人流入している。

項目	人口等（人）
(1) 夜間人口	18,531
(2) 昼間人口	16,276
(3) 昼夜間人口の差(1)-(2)	2,555
(4) 従業地による15歳以上就業者数	4,672

資料：平成22年国勢調査

2 観光客

奈良県観光客動態調査報告書（平成26年奈良県観光局）によると、町が含まれる県西部エリアの年間観光客数は5,279人で、県全体の13.9%を占めている。

3 帰宅困難者の想定

町において地震発生時における帰宅困難者数は、最大で4,650人を超える可能性を考慮し、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社等と連携した帰宅困難者対策を検討する。

上記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第1章 第4節「帰宅困難者対策計画」を準用する。

第5節 住宅応急対策予防計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第5節「住宅応急対策予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、住民生活部、まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、一般社団法人プレハブ建築協会

町民等の防災活動の促進

第6節 防災知識普及計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第6節「防災知識普及計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、教育委員会
主 な 関 係 機 関	各新聞社、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、報道機関

第7節 防災訓練計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第7節「防災訓練計画」を準用する。

担 当 部 局	全部局
主 な 関 係 機 関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、自治会、自主防災組織

第8節 自主防災組織の整備・育成計画

地震の最初の一撃から、最も重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要な行動となる。このため、町民は平常時から交流と対話を促進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むよう勧奨する。

担 当 部 局	企画部
主 な 関 係 機 関	河合町社会福祉協議会、自主防災組織

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の様々な団体と連携し、次の事項を実施する。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識普及や啓発
学習会において、起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等を行う。
- (2) 地域における危険箇所の把握
土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等を行う。
- (3) 地域における消防水利の確認
消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等を行う。
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等を行う。
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
平常時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等を行う。
- (6) 要配慮者の把握
要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等を行う。
- (7) 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
ワークショップにおける地域防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所設備の点検等を行う。
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
バール、のこぎり、ジャッキ等の整備、発電機の動作確認、消火器の点検等を行う。
- (9) 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等を行う。
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、町民の防災士の資格取得促進等を行う。

(11) 地域全体の防災意識向上の促進

P T Aや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、町民同士の勉強会の開催等を行う。

2 発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 町民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等
- (9) 連続地震等の二次被害の防止

上記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第1章 第8節「自主防災組織の整備・育成計画」を準用する。

第9節 企業防災の促進に関する計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	河合町商工会、町内企業

第10節 消防団による地域防災体制の充実強化計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第10節「消防団による地域防災体制の充実強化計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、消防団
主な関係機関	西和消防署、自主防災組織、町内各事業所

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」を準用する。

担 当 部 局	福祉部
主な関係機関	河合町会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部

災害に強いまちづくり

第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。

また、震災時には都市公園が一時避難など防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

担 当 部 局	企画部、安心安全推進課、まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所

第1 震災に備えた計画的なまちづくり

1 防災ブロックの強化

まちづくり推進部は、震災時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内では、防災活動拠点及び避難場所の体系的な整備を進める。

2 震災に強い計画的な土地利用

まちづくり推進部は、「震災に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、都市計画マスタープランにおいて、都市防災に関する整備方針を定め、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 震災時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

体系的な防災拠点の配置による交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

震災に連動して発生する崖崩れ等による災害のおそれがある土地は、災害のおそれがある災害種に応じた防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

震災発生後の市街地大火による被害を抑制することを目的に、市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

第2 震災に備えた取組

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

町は、震災時に町民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能を確保するための取組を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

震災時に町民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

ア 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ 震災による二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けられることができるよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、企画部及びまちづくり推進部は、県等の協力のもとで、次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに耐震改修を促進する。なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、古い木造住宅が建ち並び出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の災害時に避難支援を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なもの

イ 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物

ウ 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

(2) 建築物の不燃化対策

企画部及びまちづくり推進部は、県と連携し、震災時における火災等による延焼被害を防止するため、建築物不燃化対策を実施する。

3 災害に強いまちづくり施策

企画部及びまちづくり推進部は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) ハザードマップの利用

安心安全推進課は、震災に備えて地震防災ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するための避難路などを町民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市防災総合推進事業の活用

まちづくり推進部は、市街地の防災機能を強化するため、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・耐震化など、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備を図る。また、整備を実施する場合は、都市防災総合推進事業の活用を検討する。

(3) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

ア 小規模でも対応できる事業の活用

まちづくり推進部は、防災機能を強化するため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を実施する場合、小規模でも対応できる事業の活用を検討する。

イ 地域生活基盤施設事業の活用

まちづくり推進部は、防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域防災施設（緑地、広場等）の整備を図る。また、整備を実施する場合は、地域生活基盤施設事業の活用を検討する。

第3 防災空間の整備拡大

まちづくり推進部は、防災空間として、震災時に指定緊急避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能するよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第4 橋梁の整備

まちづくり推進部は、道路管理者と連携し、特に重要な道路施設である橋梁、道路機能を確保するため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線の耐震性の強化を進める。

1 事業中及び今後事業実施予定の箇所

関係機関は、事業中及び今後事業実施予定の箇所について、「道路橋示方書・同解説（平成24年4月改訂（社）日本道路協会）」に基づき整備を進める。

2 その他の箇所

関係機関は、その他の箇所について、点検調査を実施して補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

第5 河川管理施設

1 河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、まちづくり推進部は、河川管理施設等の管理者と連携して耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、補強等の対策を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

上記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第1章 第12節「まちの防災構造の強化計画」を準用する。

第13節 建築物等災害予防計画

町は、震災による人的被害の軽減のため、町が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、教育委員会
主な関係機関	県

第1 熊本地震の教訓を生かした耐震化の促進

現在の耐震基準は、「建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと」を想定して定められていたことから、熊本地震においては度重なる余震による建物の倒壊が見られた。

こうした教訓を生かし、地震災害における建物倒壊の危険性を和らげるために、建築物の耐震性強化に向け、町民への周知に努める。

第2 町有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

安心安全推進課及び各町有施設管理者は、次の建築物について「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修・建替・移設新築を進める。

- (1) 防災上重要となる役場庁舎、水道庁舎及び水道施設、消防団屯所等の公共施設
- (2) 被災者の救護活動を担当する地域医療機関のうち中心的な役割を果たす病院
- (3) 避難所となる学校、体育館、公民館等

また、非常用電源、自家発電機など防災上重要な設備の機能強化を推進する。

2 その他の既存建築物

安心安全推進課及び各町有施設管理者は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

3 非構造部材の耐震対策

安心安全推進課及び各町有施設管理者は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

第3 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

平成20年3月に策定した河合町耐震改修促進計画に基づき、以下の取組を行う。

1 耐震性向上の普及・啓発

安心安全推進課は、既存建築物の耐震性向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及・啓発を図る。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

安心安全推進課は、県と協力し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、次の建築物については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

- (1) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校
- (2) 老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物

- (3) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路沿いの既存建築物
- (4) 震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物
- (5) 救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断が義務化された建築物は、定められた期限までに診断の結果が所管行政庁へ報告されるよう所有者へ周知する。

3 倒壊物・落下物対策

企画部及びまちづくり推進部は、人身への被害と共に救助活動の障害ともなる次の構造物に関する安全性の確保について、関係団体、事業者や住民等に周知・指導等を行う。

- (1) 広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器
- (2) 各種自動販売機
- (3) 家屋のブロック塀等

4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震診断の促進

地震時の被害が大きくなると予想される昭和56年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、安心安全推進課は、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する。

また、耐震化の促進のために、すべての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

(2) 耐震改修の支援

耐震化を促進するための優遇措置として耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進する。また、その費用の一部を補助する事業を実施する。

なお、建築物が個人財産であること及び町の財政状況等を考慮した上で、耐震改修の支援を推進する。

5 非構造部材の耐震対策

安心安全推進課は、県と協力し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

企画部及びまちづくり推進部は、地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を、重点的に耐震化を図る地域とし、当該区域内の住宅・建築物の計画的な耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域
- (2) 木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域等、地震防災対策上重要な地域

7 技術者の養成等

安心安全推進課は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に係る民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の受講を奨励するとともに、技術資料の作成等に努める。

第4 液状化災害予防対策

まちづくり推進課及び安心安全推進課は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種液状化対策工法による建築を促すとともに、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する工法などの知識の普及・啓発に努める。

1 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設は、その機能の維持や早期復旧が、町全体の復旧にも大きく影響することを踏まえ、地盤の改良や施設の耐震化の推進に加え、液状化に強い施設づくりを推進する。液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

また、液状化の危険性が想定される地域の住民に対し、液状化及びその対策に関する知識の普及に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 上下水道施設

上下水道課は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁は、地盤改良や施設の耐震化の推進等を講じ、落橋や倒壊防止に努める。

(3) 河川

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位で浸水するおそれがある。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき液状化対策を実施する。

3 液状化対策の広報・周知

液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ(震度)によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう周知する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられることから、在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援に向けた取組を促進する。

第5 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。

このため、教育委員会は、平成8年度から文化庁において策定が進められている「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果があるため、教育委員会は、県の協力を得て、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

2 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。このため、教育委員会は、文化財建造物の倒壊防止に向け、県から応急対応の指導を受ける。

第6 コンピュータの安全対策

企画部は、保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な保管場所等の確保など、安全対策の実施に努める。

第7 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

まちづくり推進課及び安心安全推進課は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

2 落下物等対策

まちづくり推進課及び安心安全推進課は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

安心安全推進課は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等の転倒による被害を防止するため、町民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識普及を図る。

第8 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

1 実施体制の整備

まちづくり推進部は、県の協力のもとで、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制の強化に努める。

このため、まちづくり推進部は、建築関係団体等を含め、県内の相互支援体制及び応急危険度判定実施体制の整備体制の改善を図る。

また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

なお、県は、府県境界を越えた相互支援体制の整備について、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図るとしている。

2 応急危険度判定制度の普及・啓発

まちづくり推進部は、県の協力のもと、建築関係団体と協力し、町民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第14節 災害に強い道づくり

道路は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。

町は、道路管理者や防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施できるよう体制も整備する。

※道路管理者：道路法第3章 第1節に規定された道路を管理する主体を指す。

道路法で定める道路		定義	道路管理者	費用負担
国 道	直轄国道（指定区間）	高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、一定の法定要件に該当する道路（道路法第5条）	国土交通大臣	国及び県
	補助道路（指定区間外）		知事	国及び県
県道		地方的な道路網を構成し、一定の法的要件に該当する道路（道路法第7条）	知事	県
町道		市町村の区域内に存する道路（道路法第8条）	町長	町

担当部局	まちづくり推進部
主な関係機関	高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所

第1 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、地震災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

道路管理者は、地震発生時において、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要であるため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

上記以外は、水害・土砂災害等対策編 第1章 第13節「災害に強い道づくり」を準用する。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第14節「緊急輸送道路の整備計画」を準用する。

担当部局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、県公安委員会

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

担 当 部 局	まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス株式会社

第1 上水道

1 水道施設の耐震化

上下水道課は、以下に掲げる事故発生時の対策を進める。

- (1) 取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、計画的に耐震化
- (2) 老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可能継手の採用等の検討
- (3) 基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化

2 水の融通体制の確立

上下水道課は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等において協定を締結するなど、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

上下水道課は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

4 給水データベースの整備

上下水道課は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

上下水道課は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

上下水道課は、施設の新設、増設に当たって、「下水道施設計画設計指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。

また、上下水道課は、災害時において、避難所等にマンホールトイレ等応急トイレを設置できるように事前の整備に努める。

既に稼働している施設は、下水道台帳の電子化とバックアップ等を進める。

さらに、地震災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新に当たっては、耐震性を考慮する。

第3 電力（関西電力株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤震動に耐えるように設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条例に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

(5) 通信設備

屋内設備装置については、構造物の設置階を考慮した設計を行う。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

ウ 交換設備

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

(ア) ダム管理用観測設備

(イ) ダム操作用の予備発電設備

(ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設

(エ) 排水用のポンプ設備

(オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備

(カ) 警報用設備

イ 消防関係

(ア) 消火栓、消火用屋外給水設備

(イ) 各種消火器具及び消火剤

(ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(5) 食料、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所へ通報すること

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日ごろからテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考として電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、これを実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行うこと。

(イ) 火災対策

- a 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- b 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- c 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路のほかルート構成あるいはループ化構造とすること
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進すること
- (ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること
- (エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

町、県及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

なお、町、県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申出により、協議し決定する。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

NTTドコモは、地震が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、これを実施する。

(1) 通信設備等の防災計画

ア 広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。（奈良市、大和高田市の2ヶ所）

イ 町役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化若しくはバッテリー24時間開化の停電対策を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、NTTドコモ関西支社内各組織、株式会社NTTドコモ本社並びに各支社間及びグループ会社等と迅速にかつ的確に伝達するため、その方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し維持する。

(4) 防災に関する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 町や県等が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(5) 災害時優先電話

町、県及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置する。なお、町、県及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるようドコモCS関西奈良支店に申出により、協議し決定する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考として電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、これを実施する。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
- ウ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図る。また、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざというときに備えている。

- ア 停電対策
- イ 伝送路対策
- ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
 - (ア) 移動電源車
 - (イ) 移動無線基地局車
 - (ウ) 可搬型無線機
- エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ア 対応マニュアルの徹底
- イ 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年、大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備 代替基地局設備

ア 基地局の代替サービスエリアの確保

イ 代替基地局の研究開発

第5 ガス

1 高圧ガス・LPガス

高圧ガス・LPガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するために「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

(1) 高圧ガス事業者等が実施する保安対策

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

イ LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

ウ LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事故発生防止を徹底する。

エ 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

オ 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

(1) 防災体制

ガス事業者は、保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策の実施

ア 新設設備と既設設備

ガス事業者は、新設設備について、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、その重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 導管網のブロック化

ガス事業者は、二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

ウ 地震発生時の二次災害防止

ガス事業者は、地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

ガス事業者は、地震発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能をもった次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備の整備

ガス事業者は、地震発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の点検整備

エ 教育訓練

オ 社員等関係者に対する防災教育

カ 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

ガス事業者は、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

ガス事業者は、建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第6 鉄道

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全性のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 実施計画

ア 施設・設備の安全性確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

イ 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達（近運技第81号平成13年6月12日及び近運技第66号平成23年8月3日等）に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

(2) 運転規則

駅に設置した地震計により、以下に示す運転規則を実施する。

ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は15 km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45 km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

イ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内を走行する列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15 km/h以下で最寄り駅に到着後運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常が認められなかったときは、初列車は30 km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

2 近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社は、地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

(1) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計する。その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

(2) 地震計の設置

沿線の主要箇所地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

(3) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

(4) 復旧体制の整備

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 応急復旧用資機材の配置及び整備

ウ 列車及び旅客の取扱い方の徹底

エ 消防及び救護体制

オ 防災知識の普及

第7 ライフライン共同収容施設等

町は、県と協力し、地震災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面中心部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第16節「危険物施設災害予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、西和消防署、危険物等施設の管理者

第18節 水害予防計画

町は、地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	国土交通省大和川河川事務所、高田土木事務所

1 河川施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に、無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧用資材の備蓄に努める。

前記以外の事項については、水防計画を念頭に、国、県、関係機関と連携し、水害予防対策を講ずる。

第19節 地盤災害予防計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第31節「土砂災害予防計画」、第32節「ため池災害予防計画」及び第33節「宅地等災害予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所、大阪管区气象台（奈良地方气象台）

第20節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。

したがって、震災被害を最小限に軽減するために、町は次の対策を実施する。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、教育委員会、消防団
主 な 関 係 機 関	県、西和消防署、森林管理事務所、国土交通省近畿地方整備局

第1 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 町は、県の指導のもと、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域の指定等により、防災性能の向上に努める。
- (2) 町は、県の指導のもと、防火地域・準防火地域指定外の地域内における建築物の不燃化を進める。
- (3) 町は、県の指導のもと、不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

町は、県の指導のもと、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

前記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第1章 第34節「火災予防計画」及び第35節「林野火災予防計画」を準用する。

災害応急対策及び復旧への備え

第21節 防災体制の整備計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第17節「防災体制の整備計画」を準用する。

担 当 部 局	全部局
主 な 関 係 機 関	県、西和警察署、高田土木事務所、中和保健所、西和消防署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な機関

第22節 航空防災体制の整備計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第18節「航空防災体制の整備計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主 な 関 係 機 関	県、自衛隊

第23節 通信体制の整備計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第19節「通信体制の整備計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主 な 関 係 機 関	県

第24節 支援体制の整備

水害・土砂災害等対策編 第1章 第21節「支援体制の整備計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主 な 関 係 機 関	県、協定締結自治体

第25節 受援体制の整備

町は、熊本地震の災害応急対応の教訓を生かし、町単独では応援措置等の実施が困難な場合に、県、他市町村、県外都道府県及び防災関係機関からの支援を、迅速かつ円滑に受けることができるよう活動拠点となる用地や施設をあらかじめ指定し、平時においてもその災害時即応体制を考慮した管理を行い、受援体制を整備する。

水害・土砂災害等対策編 第1章 第22節「受援体制の整備計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、福祉部、まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、国土交通省近畿地方整備局、自衛隊、河合町社会福祉協議会、協定締結自治体

地震災害においては、避難場所となる施設の損傷などの状況を確認した後に、各種の応急対策を講ずることとなるため、受援体制の整備においては、拠点となりうる公共空地、公園等のオープンスペースを、あらかじめ震災時受援拠点として指定する。

震災時受援拠点

支援機関・団体	震災時受援拠点
自衛隊	総合グラウンド
TEC-FORCE	〃
ボランティアセンター	総合福祉会館「豆山の郷」
その他	総合グラウンド

第26節 医療計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第23節「医療計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、福祉部、まちづくり推進部
主 な 関 係 機 関	県、中和保健所、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県歯科医師会・一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、日本赤十字社奈良県支部、病院、医院等

1 震災関連死者数の抑制

町は、熊本地震災害の教訓を踏まえ、エコノミークラス症候群などによる震災関連死者数を抑制するために、安否確認、休息睡眠の確保、避難所への救護班、情報伝達、ボランティアの見守りなどの活動に努める。

- (1) 発症者をすみやかに被災地外の医療機関へ転送すること
- (2) 在宅が困難となった要介護高齢者に対し緊急入所の対策を講ずること
- (3) 介護保険の利用者以外で発病しやすい人の把握に努めること
- (4) 感染症、食中毒などへの対処に気を配るとともに、基本的な生活環境の維持及び震災ストレスの軽減に努め、避難生活のリスク因子を減らすこと
- (5) 車中泊避難者に対し、個々に対策を講ずるための情報提供すること

2 避難生活における震災関連死の予防対策

町は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月 内閣府）に基づき、良好な避難生活環境を確保し、震災関連死の防止に努める。

特に、避難生活者に対し、次のような震災関連死予防方法と呼びかける。

- (1) 十分な睡眠を確保するために、避難施設における夜間消灯、アイマスク、耳栓、振動予防のマットレスの使用等
- (2) 日常的な運動が不足がちになるために、1日 20 分以上の歩行やラジオ体操などを奨励
- (3) 血栓防止対策として水分を十分とるよう呼びかけ
- (4) 塩分量に留意した規則的な食事接種
- (5) 体重の減少や増加に注意
- (6) 内服薬について、普段飲んでいる薬が分からなくなった場合には、医師への相談を助言
- (7) 血圧は災害時に循環器疾患を発症させる引き金の一つが高血圧と指摘もあることから、看護師等の定期巡回に合わせた管理体制を整備
- (8) 口腔衛生を呼びかけ、誤嚥性肺炎発症を防止

3 避難生活支援の目標

町は、避難生活支援の目標として、次の事項の取組に努める。

- (1) 死亡や発病(持病の悪化含む)の減少に努めること
- (2) できるだけ安楽な生活(QOL)を送れること
- (3) すみやかな自宅復帰や仮設住宅への移住を図ること

第 27 節 防疫予防計画

水害・土砂災害等対策編 第 1 章 第 24 節「防疫予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、福祉部
主 な 関 係 機 関	中和保健所

第 28 節 火葬場等の確保計画

水害・土砂災害等対策編 第 1 章 第 25 節「火葬場等の確保計画」を準用する。

担 当 部 局	福祉部
主 な 関 係 機 関	県、隣接市町村

第29節 廃棄物処理計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第26節「廃棄物処理計画」を準用する。

担 当 部 局	住民生活部
主な関係機関	県、協定締結自治体

熊本地震災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理について、民間所有用地の提供等に関する事前協定等の締結などにより、災害廃棄物の一時保管場所等の確保を検討する。

第30節 食料生活必需品の確保計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第27節「食料、生活必需品及び資機材の確保計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、民間協定事業者

震災時における救援物資及び食料品等の配分について、各地域の被災者数を的確に把握し、迅速かつ適正に物資を提供するよう、各種情報の把握・伝達体制と連係した物資供給体制を確保する。

第31節 文化財災害予防計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第28節「文化財災害予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部、教育委員会
主な関係機関	県、西和消防署、西和警察署

第32節 応援協定計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第29節「応援協定計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、他市町村、防災関係機関、民間事業者

第33節 原子力災害予防計画

水害・土砂災害等対策編 第1章 第36節「原子力災害予防計画」を準用する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	国、県

第2章 災害応急対策計画

住民避難

第1節 避難行動計画

町は、地震発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や町民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、救護衛生班、教育総務班
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊、奈良地方気象台、大字・自治会、自主防災組織

第1 地震災害等における避難開始の時期

- 1 町等から避難勧告又は指示が伝達されたとき
- 2 テレビ、ラジオ等の情報又は住家の被害状況や付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

第2 地震災害等における避難時の原則

- 1 避難は、原則として徒歩による。
- 2 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。
- 3 避難は、高齢者及び障害者等の要配慮者の安否確認、支援に努める。
- 4 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- 5 地域内の新しい町民など、地元事情に詳しくない者に対しては、積極的に声を掛けともに避難する。
- 6 次のような必要最小限のものを携行する。

【携行品例】

- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話と充電器、現金等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載）など

- 7 一時的に身の安全を確保できる近くの公園や広場等（一時的避難場所）に避難し安否確認などを行った後、集団で町が指定する指定緊急避難場所に避難する。
- 8 町職員、消防吏員、消防団員、警察官等から避難の指示があった場合は、その指示に従い避難する。

上記以外の事項は、水害・土砂災害等対策編 第2章 第1節「避難行動計画」を準用する。

第2節 避難生活計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第2節「避難生活計画」を準用する。

担 当 班	教育総務班、防災施設班、企画・総務班、資材輸送班、救護衛生班
主な関係機関	県、大字・自治会、自主防災組織

第3節 要配慮者支援計画

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援の提供に時間がかかることが想定される。したがって、まずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に町民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援は、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの状況に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、健康面やこころのケアにも留意する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、防災施設班、教育総務班
主な関係機関	県、中和保健所、社会福祉施設、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護師会

上記以外の対策については、水害・土砂災害等対策編 第2章 第3節「要配慮者支援計画」を準用する。

第4節 帰宅困難者収容計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第4節「帰宅困難者収容計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、給水班
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

第5節 住宅応急対策計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第5節「住宅応急対策計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、一般社団法人プレハブ建築協会

発災時の対応

第6節 活動体制計画

担 当 班	全班
主な関係機関	県

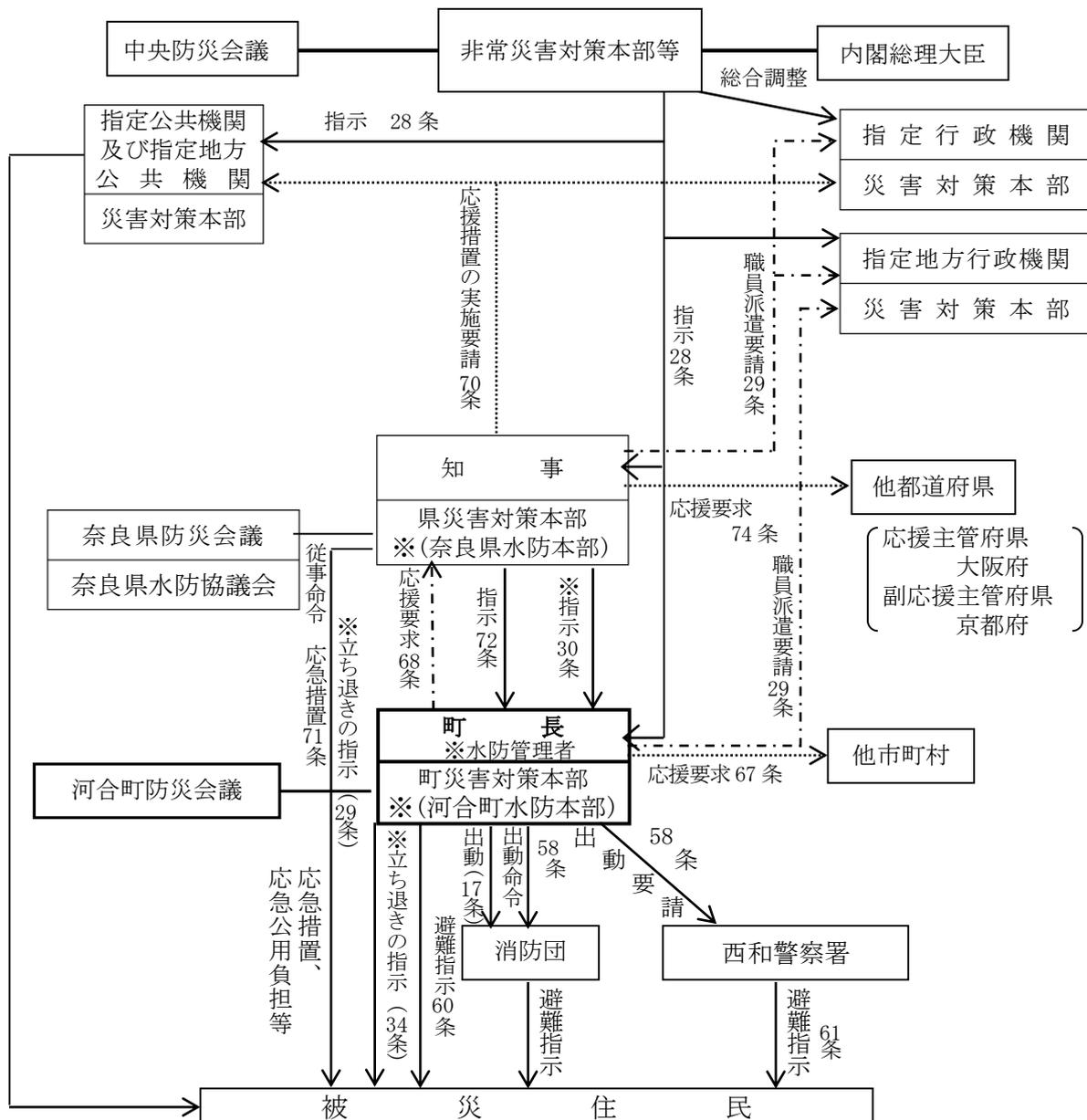
第1 災害対策本部設置

町は、防災の推進を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置して地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

なお、災害応急対策責任者は、それぞれの災害対策本部等を設置・解散したときは、県（防災統括室）に通知する。

■ 災害対策系統図



※条番号は災対法（※については水防法）の条文を表す。

第2 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とした災対法第16条及び町防災会議条例に基づく組織である。その所管事務は、町防災計画の策定及びその実施の推進を図るほか、町長の諮問に応じて河合町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、その重要事項に関し、町長に意見を述べることである。

第3 町の防災体制

1 各防災体制の設置・解散

町は、地震が発生したとき、災害規模に応じた災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、地震の震度や各体制の責任者の判断により、災害警戒体制、災害対策本部の体制を設置する。また、災害対策本部は、災害の規模に応じて2段階の動員配備体制をとる。

- ・設置基準に該当する震度の地震が発生した場合は自動的に各体制を設置する。
- ・基準以下の震度であっても被害の規模等により、責任者が必要と認めるときは各体制を設置する。なお、責任者が不在で連絡困難なときは次席のものが責任者を代行する。
- ・各体制本部は次の表に定めるところに設置する。なお、当該設置場所が機能しない場合は、責任者が状況に応じて決定する。
- ・各責任者は、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、体制を解散するとともに、直ちに動員職員及び必要に応じて関係機関等に連絡する。

■ 各防災体制（地震の場合）

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・防災関係機関との連絡調整 ・必要に応じ住民、職員、関係機関への注意喚起 ・危険箇所の状況把握、措置 ・被害状況の調査 ・情報収集、連絡活動等を行うとともに、危険回避措置等を行う ●本部設置場所 <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部・・・第一会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生したとき ・被害の規模により責任者が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 <ul style="list-style-type: none"> 企画部長 ● 動員職員 <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制 ・1号動員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・町長が災害対策本部を設置し、災害応急対策を推進する ・本部会議を設置し、災害応急対策上の基本方針を協議する ●本部設置場所 <ul style="list-style-type: none"> 第一会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生したとき ・被害の規模により責任者が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 <ul style="list-style-type: none"> 本部長：町長 ● 動員職員 <ul style="list-style-type: none"> ・副町長 ・教育長 ・情報連絡体制 ・1号動員 ・2号動員
		<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生したとき ・被害の規模により責任者が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 <ul style="list-style-type: none"> 本部長：町長 ● 動員職員 <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員 (避難所担当職員は避難所に直行)

安心安全推進課は、あらかじめ各配備体制の担当職員を定めるものとする。

2 動員指示の伝達及び参集

町は、勤務時間内及び休日又は勤務時間外における職員等への動員指示の伝達及び参集方法を次のように定める。

(1) 勤務時間内

- ア 各体制の責任者の動員及び解散の決定に基づき、企画部長が担当職員に電話、庁内放送、あるいは口頭で伝達する。
- イ 平常の体制から、担当職員は直ちに各動員体制がとれる配置につく。
- ウ 庁外勤務の担当職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

(2) 休日又は勤務時間外

- ア 職員は、町において本人が参集しなければならない震度の地震が発生したときは、自身及び周囲のものの安全確保を行った後に、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。
- イ 安心安全推進課は、震度4以上の地震が発生したとき又は各体制の責任者が動員を指示したときは、職員に電話、電子メール等で伝達する。
- ウ 通信途絶又は交通途絶の事態に備え、自主参集のための基準及び参集場所をあらかじめ定める。
- エ 動員の指示を受けた職員は、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。
- オ 動員された職員は、本庁以外の勤務者も原則として全員役場へ出勤する。ただし、3号動員の避難所担当職員は震度6弱以上の地震が発生した場合、直接担当避難所に向かう。
- カ 災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって、職員が不足するとき、災害対策本部長は、災害対策本部内で余裕がある班から当該班と協議して動員派遣する。

第4 災害対策本部会議の組織構成と運営方針

町は、災害対策本部に、防災活動の基本方針を協議・決定する本部会議を設置する。

災害対策本部の組織は、災対法第23条、町災害対策本部条例に基づき次のとおりとする。

1 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐する。
- (4) 本部長に事故等がある場合は、次の順にその職務を代行する。
 - ア 副本部長（副町長）
 - イ 副本部長（教育長）
 - ウ 企画部長
 - エ まちづくり推進部長

2 本部員

- (1) 本部員は各部長、消防団長とし、本部長を補佐するとともに、本部員を構成する。
- (2) 本部長、副本部長と共に本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。
- (3) 本部員が事故等の場合、あらかじめ本部員が指名する者が職務を代行する。

3 動員職員

動員された職員は、本部会議で決定した方針に基づき、応急対策活動に当たる。

本部会議で決定すべき事項

- ・非常配備体制に関する事
- ・避難準備情報、避難勧告又は指示に関する事
- ・職員の動員に関する事
- ・自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関する事
- ・他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関する事
- ・民間団体等の受入れに関する事
- ・緊急輸送道路の指定に関する事
- ・救助法の適用申請及び救助業務の運用に関する事
- ・激甚災害の指定の要請に関する事
- ・応急対策に要する予算及び資金に関する事
- ・応急公用負担に関する事
- ・義援金品の募集及び配分に関する事
- ・国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関する事
- ・職員の給食・寝具等の厚生に関する事
- ・その他、必要と認められる事項に関する事

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は庁舎2階会議室に設置する。

なお、庁舎が被災等により使用できない場合には、総合福祉会館「豆山の郷」に災害対策本部を設置する。

5 招集会議

招集会議は、本部長が必要に応じて招集する。

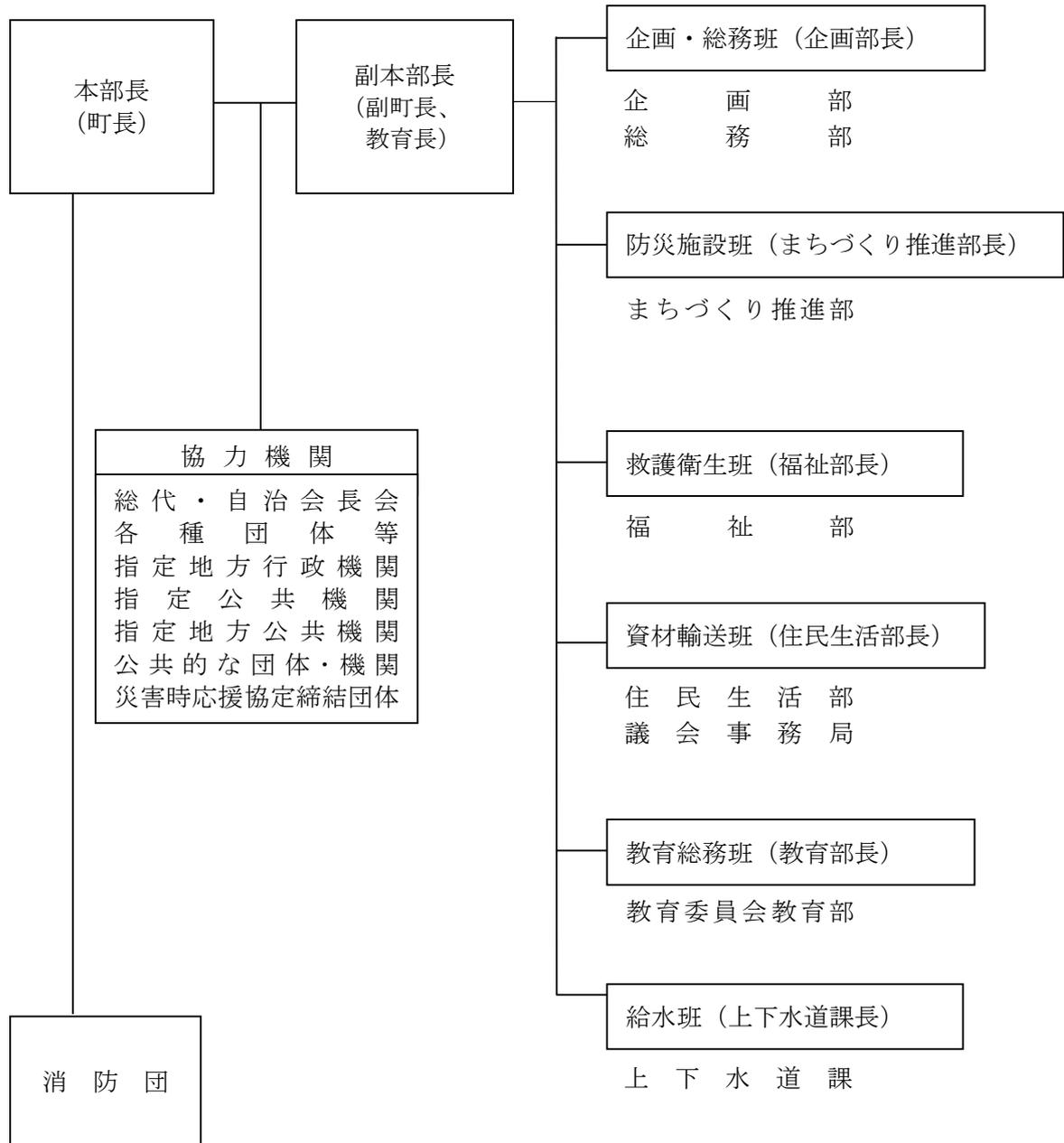
6 招集の通知

招集の通知は、庁内放送、電話、電子メール等により総務課が行う。

7 部・班

- (1) 本部に部・班を置き、別表「町災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる事務を遂行する。
- (2) 部長及び班長には、別表「町災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる者をもって充てる。
- (3) 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 班長は、上司の命を受けて自班の分担任務を処理する。

■ 河合町災害対策本部組織表



■ 河合町災害対策本部の組織と分担任務（別表）

班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
企画・総務班 (企画部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 町防災会議、対策本部、県本部及び各地区との連絡調整に関する事 ◎ 2 本部の指示伝達に関する事 ◎ 3 職員の動員及び労務調整に関する事 ◎ 4 消防団の出動命令及び配備に関する事 ◎ 5 災害予防、警戒及び防御に関する事 ◎ 6 被災者の救助及び避難に関する事 ◎ 7 自衛隊の出動要請に関する事 ◎ 8 気象及び地震情報の収集伝達に関する事 ◎ 9 住民に対する周知伝達に関する事 ◎ 10 被害情報の収集及び伝達に関する事 11 防災行政無線及び通信網の確保に関する事 12 自動車の配車に関する事 13 関係機関への災害報告に関する事 14 隣接市町村相互応援協力に関する事 15 罹災証明書発行に関する事 16 災害復旧計画に関する事 17 その他他の班に属さない事 ◎ 18 被災者及び被災世帯の被害調査に関する事 19 災害対策の予算措置に関する事 20 報道対応に関する事 ◎ 21 被災住民への現場広聴に関する事 22 災害関係経費の出納に関する事 23 被災写真及び映像記録に関する事 ◎ 24 指定避難所等の運営及び管理に関する事 25 帰宅困難者への対応に関する事
防災施設班 (まちづくり推進部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 道路、河川、橋梁、土砂災害危険地域等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 2 農林関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 3 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 4 資機材の確保に関する事 ◎ 5 被災建築物の応急判定に関する事 ◎ 6 被災宅地の危険度判定に関する事 ◎ 7 被災住宅の応急復旧工事等に関する事 ◎ 8 迅速な内水処理に関する事
救護衛生班 (福祉部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 医療機関との連絡調整に関する事 ◎ 2 救護、応急医療及び助産に関する事 3 応急救護所の開設及び運営に関する事 4 防疫対策に関する事 5 水質検査及び清掃に関する事 6 遺体の安置及びその関連業務に関する事 7 被災者の安否情報照会に関する事 8 災害ボランティアに関する事 9 災害ボランティアセンターの設置に関する事 10 生活再建支援措置に関する事 ◎ 11 被災高齢者、障害者等の援護に関する事 12 福祉避難所に関する事 13 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 14 被災児童及び母子世帯の援護に関する事 ◎ 15 災害救助物資及び義援金に関する事

班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
資材輸送班 (住民生活部長)	◎ 1 災害時における通行路線の確保に関する事 ◎ 2 交通の確保及び関係機関との連絡調整に関する事 ◎ 3 物資等の輸送に関する事 4 災害による廃棄物の処理及び処理施設の確保に関する事 ◎ 5 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事 6 住宅に関する相談窓口の設置に関する事 7 自力立退き困難者の移送、輸送に関する事
教育総務班 (教育部長)	◎ 1 被災児童・生徒の救護に関する事 2 災害時における教育対策に関する事 3 学校教育施設の被害調査に関する事 4 炊き出しに関する事 ◎ 5 指定避難所等の運営及び管理に関する事 6 食料及び生活必需品の配分に関する事 7 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに災害対策に関する事
給 水 班 (上下水道課長)	◎ 1 上下水道施設の被害状況調査に関する事 ◎ 2 上下水道施設の復旧工事に関する事 ◎ 3 応急飲料水の確保に関する事
消 防 団	◎ 1 災害（水火災）の予防に関する事 ◎ 2 被災者の生命身体及び財産の救護に関する事 ◎ 3 水害火災現場における人命救助に関する事 ◎ 4 水害火災の防御及び鎮圧に関する事 5 遺体の捜索及び遺体発見現場の保存に関する事

注：各班は、町長の災害対策本部設置の宣言と同時に編成される。水防等により現場にいる課長は現場に代理を立て、本部へ戻る。

各班は災害の状況や時間経過等により、その都度必要とされる人員の応援を適宜他の班に要請し、要請を受けた班は可能な限り人員の応援を送る。

上記以外の部署の職員については、災害対策本部長の指示により、必要のある班への支援として分担任務につく。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

町、県及び各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。

町は、県及び各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努めるとともに、必要に応じて国、その他機関に報告し、適切な連携を図る。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、救護衛生班
主な関係機関	県、西和消防署、消防庁、奈良地方気象台

第1 地震情報の伝達計画

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町は、県防災行政通信ネットワークシステム等により、消防本部、関係機関と共に情報を受理する。

町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備と共に町防災行政無線等により、迅速に町民等へ情報を伝達するよう努める。

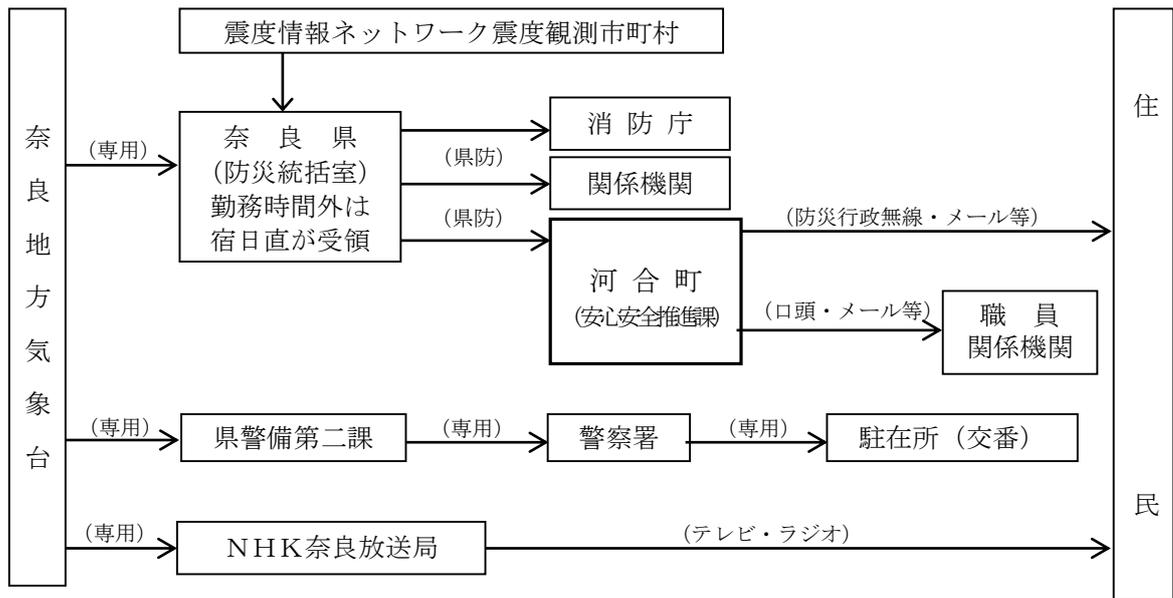
(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。

また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

■ 地震情報の伝達系統図



(県防)は県防災行政通信ネットワークシステム、(専用)は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。

また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

震度階級関連解説表

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

■ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向がある。おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート建造物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート建造物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

震度階級	鉄筋コンクリート建造物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低い。また、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給がとどまることもある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道で、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

前記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第2章 第7節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県、奈良県警察本部、自衛隊

第9節 通信運用計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第9節「通信運用計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合、奈良県警察、防災関係機関、県の出先機関、西日本電信電話株式会社

第10節 広報計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第10節「広報計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班
主な関係機関	県、各新聞社、日本放送協会奈良放送局、株式会社奈良テレビ放送、エフエム西大和株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、報道機関

第11節 支援実施計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第11節「支援実施計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、被災自治体

第12節 支援受入（受援）計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第12節「支援受入(受援)計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県、消防庁、陸上自衛隊第4施設団、日本赤十字社奈良県支部

第13節 人員確保計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第13節「人員確保計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、隣接市町村、河合町建設業組合、自治会、婦人会、その他の民間団体

第14節 公共土木施設の初動応急対策計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第14節「公共土木施設の初動応急対策計画」を準用する。

担 当 班	全班
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、災害協定を締結する各種関係機関・団体

第15節 建築物の応急対策計画

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止する。

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、被災宅地危険度判定連絡協議会

第1 被災建築物応急危険度判定

1 公共建築物

防災施設班は、災害発生直後直ちに各公共施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じて県（土木部まちづくり推進局）を通じて県被災建物・宅地応急危険度判定協議会へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。また、同判定士による応急危険度判定を実施し、これらの判定結果を把握して二次災害の防止に努める。

その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

防災施設班は、被害の状況に応じて被災建築物危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士等の人数、必要な資機材の充足状況等の計画を策定の上、民間被災建築物の応急危険度判定を実施する。

また、県に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に、応急危険度判定士の派遣、その他必要な支援の要請を行う。

防災施設班は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等とその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立入禁止等の措置をとるよう勧告する。

さらに、防災施設班は、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第2 被災宅地の応急危険度判定

水害・土砂災害等対策編 第2章 第34節「被災宅地危険度判定に関する計画」を準用する。

第16節 公園・緑地の応急対策計画

町は、震災等の災害時に公園・緑地が一時的な避難場所などの地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、給水班
主な関係機関	県

第1 公園・緑地

1 応急措置

企画・総務班、防災施設班、給水班は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報の収集に努める。

また、公園・緑地は、震災時の避難場所、避難路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設として使用できる状態を確保しなければならない。

このため、企画・総務班、防災施設班、給水班は、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園施設

企画・総務班、防災施設班、給水班は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急復旧を実施する。

特に、避難地となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園の機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、給水班及び当該施設管理者は、企画・総務班に通報する。

緊急時において、当該施設の管理者は、場合により現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、公園管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第17節 道路等の災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴う道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班
主な関係機関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、奈良国道事務所

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合、被災状況等を把握する。また、負傷者等の発生した場合、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

2 県との協力

企画・総務班及び防災施設班は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに高田土木事務所（連絡調整班）に報告するとともに、県防災統括室に報告する。

一方、町には町民等からの被災情報が多数寄せられるため、高田土木事務所（連絡調整班）等と情報を共有できる体制を整備する。

3 警察署、消防署との情報共有

町と同様に、町民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるため、企画・総務班は、警察、消防署と定期的に情報交換を行う。

4 近畿地方整備局等との協力

大規模な震災の場合、県が近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行い、町は県から情報を入手する。

また、企画・総務班は、県と連携して高度な技術的支援を必要とする場合、迅速に近畿地方整備局の支援活動（リエゾン、TEC-FORCE）を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

第2 河川管理施設

1 応急措置

河川管理者は、地震災害の発生において初動体制マニュアルに従い、河川等の巡視を行い必要な措置を講じる。

2 応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに河川の築堤部分の巡視を行い、堤防等重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第3 ため池

1 町が実施する対策

(1) 関係機関へ通報

被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

- (2) 町民の避難
人命を守るため、ため池下流の町民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 応急工事の実施
被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

2 関係機関が実施する対策

- (1) 町へ通報
ため池管理団体は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、町民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (2) 貯留水の放流
地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
また、ため池下流部に当たる町民等には避難を促すなどの対策を講じる。
- (3) 応急対策の協力
関係機関は、町が実施する応急対策について協力する。

第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

担 当 班	防災施設班、給水班、企画・総務班
主な関係機関	県、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西和消防署、西和警察署、奈良県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

第1 上水道

1 応急措置

給水班は、災害発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 災害時には、状況把握と被害状況に即した適切な判断のもとに、配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急復旧を実施する。
- (2) 応急復旧は、まず取水、導水、及び浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水場から主要幹線の復旧、避難場所等への復旧を優先し配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。
- (3) 応急復旧作業の実施に際しては、河合町水道組合や補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材は早急に発注する。
- (5) 給水班は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合、企画・総務班と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (6) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (7) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
- (8) 給水計画については、水害・土砂災害等対策編 第2章 第22節「給水計画」を参照する。

第2 下水道

1 応急措置

(1) 緊急調査

給水班は、地震災害の発生時に管渠については地表からの目視により、また、ポンプ場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の使用制限について周知する。

(2) 応急調査

給水班は、施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県等の支援を要請する。

2 応急復旧

- (1) 給水班は、下水管渠の被害に対して、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) 給水班は、ポンプ場の被害に対して、電源施設、揚水機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の万全に努める。また、燃料の漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。
- (3) 給水班は、応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保し、応援を求める。
- (4) 給水班は、被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

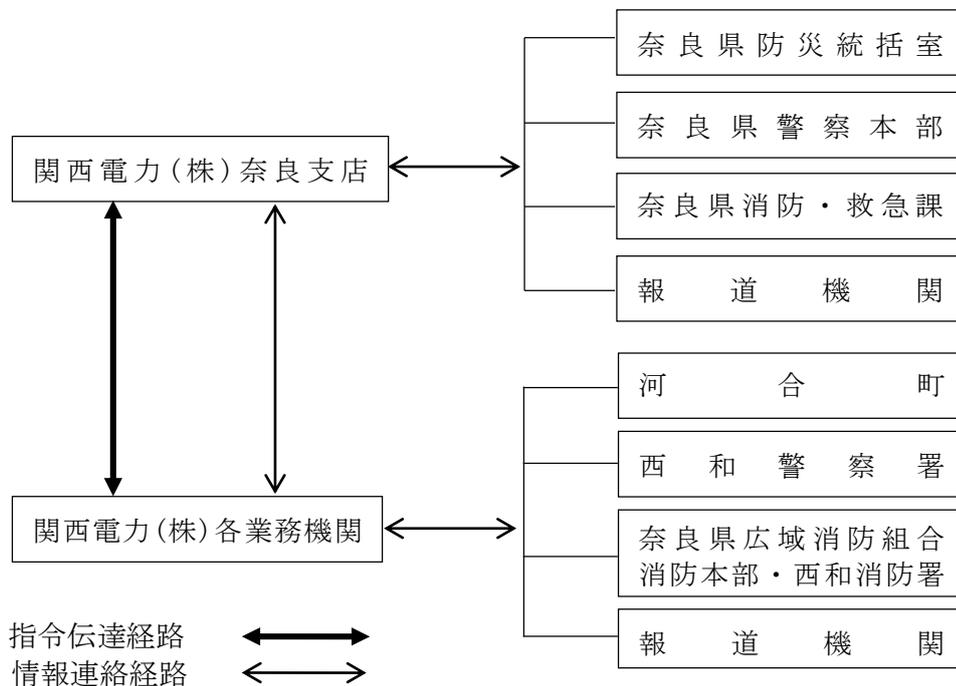
第3 電力（関西電力株式会社）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は、以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、水害・土砂災害対策編 第1章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画 第3 電力(関西電力株式会社)」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集と連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況)

(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

(ウ) 従業員等の被災状況

(エ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所へ通報すること

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

キ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立て札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロールも等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

11 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧応援要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込み
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

12 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所 4. その他の発電所
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所(この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 2. 保安用回線

第4 電信電話施設

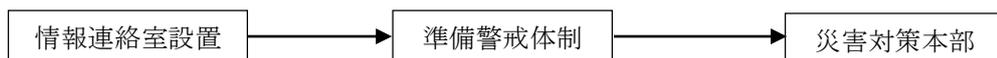
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

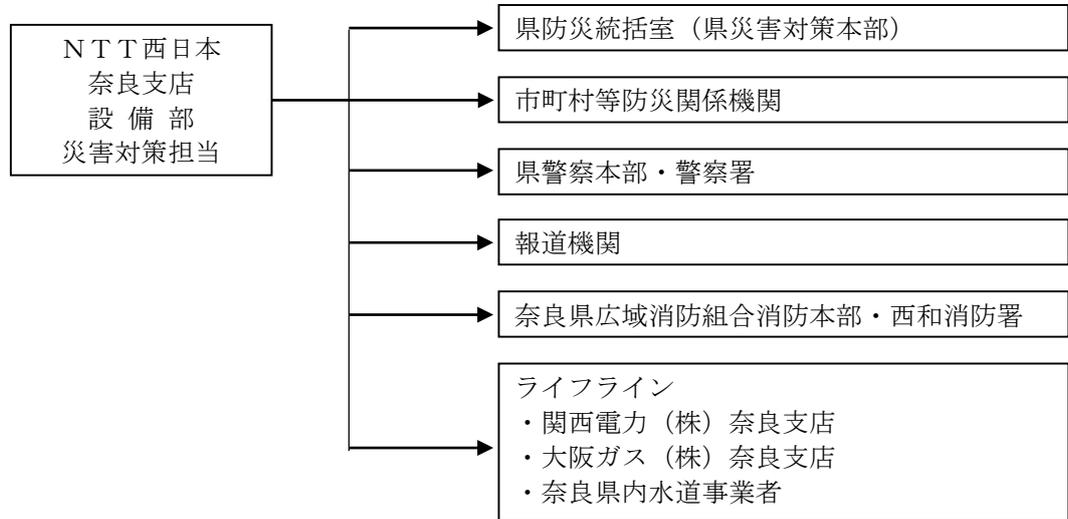
ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ロ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (ハ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (ニ) 復旧要員の稼働状況
- (ホ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ロ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、西日本電信電話株式会社本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="checkbox"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業又は通信社の機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

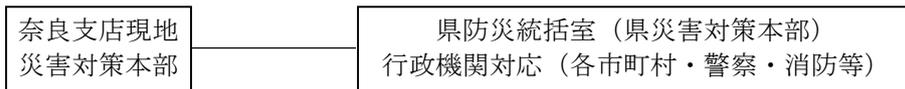
2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

NTTドコモは、地震発生により通信が途絶した場合、早期に応急復旧並びに避難所等におけるお客様支援活動を実施する。

(1) 応急復旧

ア 発災直後の対応

- (ア) 災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、災害の規模や状況により情報連絡室又は災害対策の本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。
- (イ) 災害対策情報の連絡体制



(ウ) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災状況を迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- ・ 災害のおそれのある場合、事前に復旧要員等の確保、災害対策機器類の確保と使用準備を整える。
- ・ 被災が大規模に及ぶ場合は、株式会社NTTドコモ本社の災害対策本部に支援要請し、NTTドコモグループ総体として広域支援体制を整える。

イ 通信サービスの応急復旧

通信設備が被災し通信サービスが途絶した場合、災害対策機器及び車両を用い応急復旧措置を講じる。

- (ア) 大規模な通信の途絶等が発生した場合、被災状況を総合的に判断した上で、NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で、応急復旧エリアの優先順位を見極め、行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施する。
- (イ) 応急復旧措置に用いる災害対策機器類及び車両等の使用については、NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。
- (ウ) 広域災害により人口密集地で通信が途絶した場合、大ゾーン基地局を運用する。
- (エ) 大ゾーン基地局の運用については、被災状況からNTTドコモグループの災害対策組織の下で判断する。

ウ 支援活動

- (ア) 大規模な災害発生時（震度6弱以上の地震等）には、携帯電話・スマートフォンでの安否確認ができる災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを起動する。
- (イ) 避難所等において、無料充電・衛星携帯電話等による無料通話や出張サービスコーナーを開設する。開設場所については、被害状況や避難所等への収容人数によりNTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

エ 通信の利用制限

災害が発生し、通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 災害対策機器類及び車両

NTTドコモとして使用する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

3 KDDI株式会社（携帯電話）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が寄せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は地震時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア 発災情報の通知

イ 被災情報の相互連絡

ウ 貸出用携帯電話等の配備

エ 位置情報通知システム

- オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
- カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開
- (2) 通信サービス確保の対策
 - ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社の通信関連事業にて被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。
 - イ 通信の確保・維持
- (3) 通信エリアの復旧と確保

ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

 - ア 停電基地局の発電機設備による電源確保
 - イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (7) 移動無線基地局車
 - (4) 可搬型衛星基地局
 - ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
 - エ 基地局の建て直し
 - オ 燃料調達
 - カ 移動電源車
 - キ 周辺基地局によるエリア救済
 - ク 代替基地局設備の導入
- (4) 災害時通信サービス
 - ア 緊急速報メール
 - イ 災害用伝言板サービス
 - ウ 災害用音声お届けサービス
 - エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 ガス

1 高圧ガス・LPガス

(1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

- ア 施設が危険な状態となったとき、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速にし、事故の拡大を防止する。
- イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。
また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備の上実施する。
- ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡調整を行う。

(2) LPガス貯蔵施設等

LPガス事業所は、LPガスによる災害を最小限にとどめ、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

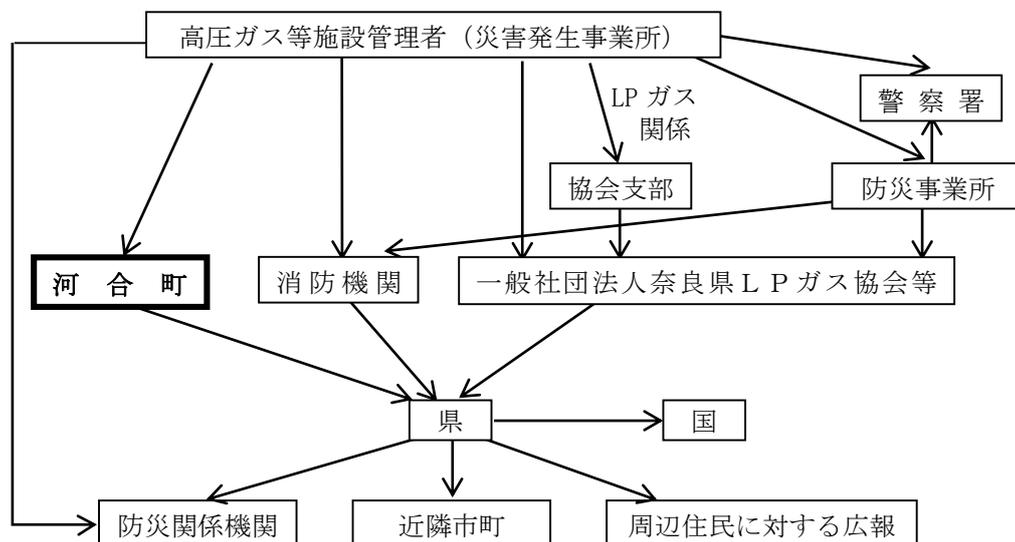
ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入れに必要な作業を行う。

■ ガス災害応急対策に係る情報系統図



※防災事業所は、一般社団法人奈良県LPガス協会及び保安センターを指す。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震震度、気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

(ア) 地震情報供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

(イ) 気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

- (イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- (ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
- ウ 被害状況の収集、報告
 - 当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。
- (2) 応急対策要員の確保
 - ア 災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
 - イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、大阪ガス株式会社本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。
 - ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- (3) 顧客及び県民に対する災害広報の実施
- (4) 危険防止対策
 - ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
 - イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
 - ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。
- (5) 応急復旧対策
 - ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
 - イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第6 鉄道

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧に当たり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

- (1) 運転規制
 - ア 地震計が40ガル以上80ガル未満（震度4相当）を示したとき
 - 規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
 - イ 地震計が80ガル以上（震度5弱以上相当）を示したとき
 - 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15km/h以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

(2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

ア 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

イ 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> 乗客様等の救護、情報収集、復旧等が必要なとき 乗客様等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき 不通線区の復旧等が長期間に及ぶとき 特に必要と認めたととき 	招集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> 事故等が発生し、情報収集、復旧等が必要なとき 不通線区の復旧等に時間を要するとき又は不通線区の範囲が拡大するおそれがあるとき 特に必要と認めたととき 	招集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> 台風 降雨降雪等の災害及び車両 設備等の不具合による大きな輸送障害のおそれがあるとき その他必要と認めたととき 	必要人数

ウ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

エ 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

オ 西日本旅客鉄道株式会社本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、西日本旅客鉄道株式会社本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

カ 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

(ア) 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

(イ) 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

(ウ) 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

キ 統括本部対策本部への報告及び要請

- (ア) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。
- (イ) 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。
- (ウ) 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所へ指示を行う。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。
- (エ) 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要なと認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

2 近鉄日本鉄道株式会社

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

(1) 震度別列車運転基準

ア 震度3以下のとき

必要に応じて注意運転を行う。

イ 震度4のとき

ウ 震度5弱以上のとき

全列車は一旦停止し、線路係員による線路点検を実施して異常がないことを確かめるまで列車を運転しない。ただし、やむを得ず危険な箇所、旅客の避難誘導が困難な箇所、または踏切道上で停止したときは、線路の状態を確認しながら毎時15キロメートル以下の速度で踏切道を避けて安全な位置まで移動することができる。

(2) 関係者の処置

ア 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

イ 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

ウ 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。

エ 施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。

(3) 火災防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

(4) 旅客の整理、避難誘導

震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

(5) 他機関との応援体制

災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せの上、代行輸送の取扱いを行う。

(6) 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「異例事態対応規程」に基づき異例事態対策本部、現地対策本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧に当たる。

第19節 危険物施設等災害応急対策計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第16節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、西和消防署、危険物等施設管理者

第20節 地盤災害応急対策計画

大規模な地震により地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

担 当 班	防災施設班、給水班、企画・総務班
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、被災宅地危険度判定連絡協議会

前記以外の事項については、水害・土砂災害等対策編 第2章 第32節「土砂災害応急対策計画」、第33節「大規模土砂災害応急対策計画」、第34節「被災宅地危険度判定に関する計画」、第35節「ため池災害応急計画」を準用する。

第21節 消火活動計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第36節「消火活動計画」及び第37節「林野火災・突発災害応急対策計画」を準用する。

担 当 班	防災施設班、給水班、企画・総務班
主な関係機関	西和消防署、自衛隊森林管理事務所、西和警察署

救助・医療活動計画

第22節 救急、救助活動計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第17節「救急、救助活動計画」を準用する。

担 当 班	全班・消防団
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊

第23節 医療救護計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第18節「医療救護計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、中和保健所、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県歯科医師会・一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、日本赤十字社奈良県支部、病院、医院等

緊急輸送計画

第24節 緊急輸送計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第19節「緊急輸送計画」を準用する。

担 当 班	資材輸送班、企画・総務班
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、日本通運株式会社、公益社団法人奈良県トラック協会

第25節 災害警備、交通規制計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第20節「災害警備・交通規制計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、資材輸送班、消防団、防災施設班
主な関係機関	県警察本部、西和警察署、県公安委員会

物資供給計画**第26節 食料、生活必需品の供給計画**

水害・土砂災害等対策編 第2章 第21節「食料、生活必需品の供給計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班、教育総務班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、日赤奉仕団、大字・自治会、自主防災組織、災害時応援協定締結団体

第27節 給水計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第22節「給水計画」を準用する。

担 当 班	給水班、企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、中和保健所、自衛隊

保健・衛生計画**第28節 防疫、保健衛生計画**

水害・土砂災害等対策編 第2章 第23節「防疫、保健衛生計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班
主な関係機関	中和保健所、関係医療機関

第29節 遺体の火葬等計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第24節「遺体の火葬等計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班、消防団、関係班
主な関係機関	県、隣接市町村

第30節 廃棄物の処理及び清掃計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第25節「廃棄物の処理及び清掃計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、協定締結自治体

支援受入計画

第31節 ボランティア活動支援計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第26節「ボランティア活動支援計画」を準用する。

担 当 班	救護衛生班
主な関係機関	河合町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、関係するNPO等の団体

第32節 海外からの支援受入計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第27節「海外からの支援受入計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	国、県

第33節 救助法適用計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第28節「救助法適用計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県

教育施設等計画**第34節 文教・保育対策計画**

水害・土砂災害等対策編 第2章 第29節「文教・保育対策計画」を準用する。

担 当 班	教育総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、県教育委員会

学校等の再開については、施設の被災状況を把握した後、避難施設等の利用に供する区域と、学校教育を再開する施設の領域区分を明確に定め、円滑な教育実施体制を確保する。

また、教育施設については、複数の教育施設の一時的な統合や広域的な対応を含め、関係機関との協議を踏まえて、効果的な実施体制を講ずる。

第35節 文化財災害応急対策計画

水害・土砂災害等対策編 第2章 第30節「文化財災害応急対策計画」を準用する。

担 当 班	教育総務班
主な関係機関	県、文化財所有者

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第1節「公共施設の災害復旧計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、給水班
主な関係機関	県、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体長、その他執行機関、指定公共機関

第2節 被災者の生活確保計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第2節「被災者の生活確保計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、資材輸送班
主な関係機関	県、県社会福祉協議会、金融機関、公共職業安定所、日本郵便株式会社

第3節 被災中小企業の振興計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第3節「被災中小企業の振興計画」を準用する。

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関、その他関係機関

第4節 農林業者への融資計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第4節「農林業者への融資計画」を準用する。

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、政府系金融機関、農協、その他関係機関

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第5節「義援金の受入れ・配分等に関する計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金

第6節 激甚災害の指定に関する計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第6節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県

第7節 震災復興計画

水害・土砂災害等対策編 第3章 第7節「災害復興計画」を準用する。

担 当 班	全班
主な関係機関	国、県

第4章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、町のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

町は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の災害対策を図る。

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という）第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている本町において、南海トラフ地震に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定めることを目的とする。

第2 基本的な考え方

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。

町では、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で町の全区域が推進地域に指定されたことを受け、町全域を対象としてその対策を推進してきた。

こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害もたらされた。

このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらす、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとしている。

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標とする。

また、町民一人ひとりが「減災」の考え方に基づいて「自助」「共助」「公助」の連携・協働を図るため、町、町民及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意する。

1 自立した災害対応

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行う。

2 これまでの地震防災対策を継続して推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っている。このため、町内で想定される被害は、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

3 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60%～70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

4 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震をみると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において再度地震が発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

総則編 第2章 「各種機関の業務の大綱」に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県及び町は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

また、奈良県地震防災緊急事業五箇年計画以外の事業についても、別に年次計画を定めて、その施設等の整備促進に努める。

第3節 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、町民（自主防災組織等）、町、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

町は、防災訓練計画について、次の点に留意して、震災対策編 第1章 第7節「防災訓練計画」に基づき実施する。

- 1 町は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- 2 防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- 3 防災訓練の実施に当たっては、可能な限り住民や自治会、自主防災組織等の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- 4 町は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- 5 町は、中長期的視野に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多い。

また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第4節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及びその他の防災関係機関は、地域の自主防災組織等と協力して、震災対策編 第1章 第6節「防災知識普及計画」に基づく取組のほか、南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 町職員に対する防災知識の普及

町は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナーや研修の受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図る。

その内容は次の事項を含む。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 学校における防災教育

町及び学校等は、次の事項について、関係職員及び児童・生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童・生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

第3 町民に対する防災教育

町民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日ごろから災害に対する正しい知識を身につけておくようにする。

そのため、町、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及・啓発活動を積極的に行うことで町民の防災意識の高揚を図り、町民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、町民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭での災害予防や安全対策（食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、自宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀等の転倒防止対策等）
- (5) 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、出火防止、情報収集等）
- (6) 緊急地震速報の受信及び対応
- (7) 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節 第1に準じる。

第5節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

町、県及び西和消防署は、この取組に対して適切な支援、助言及び指導を行い、町民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。

その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、地域の様々な団体との連携に努める。

また、女性の参加促進に努める。

(1) 平常時の活動内容

- ア 地震とその対策についての知識の普及や啓発
- イ 地域における危険箇所の把握
- ウ 地域における消防水利の確認
- エ 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- カ 要配慮者の把握
- キ 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ク 防災資機材の整備、配置、管理
- ケ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
- コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- サ 地域全体の防災意識向上の促進

(2) 発生時の活動内容

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 町民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導
- カ 避難所の運営、避難生活の指導
- キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

地震対策編 第1章 第9節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

第6節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

震災による人的被害の軽減のため、町が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震等による二次災害を軽減・防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第2 町有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう耐震診断・改修を進める。

また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものは、耐震改修に努める。

3 非構造部材の耐震対策

町は、町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策に努める。

第3 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

平成20年3月に策定した町耐震改修促進計画に基づき、以下の取組を行う。

1 耐震性向上の普及・啓発

町は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及・啓発を図る。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は県と協力し、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、以下の建築物については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

- (1) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物
- (2) 避難行動要支援者の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物
- (3) 救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）に伴い、耐震診断が義務化された建築物は、定められた期限までに診断の結果を所管行政庁へ報告するよう所有者へ周知する。

3 倒壊物・落下物対策

広告塔や建築物に付設された看板やエアコンの外部機器、各種自動販売機、家屋のブロック塀等の地震等による落下や転倒は、人身への被害と共に救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していくよう、関係団体、事業者や町民等に周知・指導等を行う。

4 木造住宅の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震診断の促進

地震時の被害が大きくなると予想される昭和 56 年以前の木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、有資格者の町職員を派遣し、耐震診断を実施する。

また、耐震化の促進のために、すべての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

(2) 耐震改修の支援

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきである。

しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅の量的な軽減、がれき等災害による廃棄物の軽減が図ることができ、早期の復旧・復興に寄与すること、緊急輸送路や避難路が確保される等の減災対策となる。

こうした考え方にに基づき、耐震化を促進するための優遇措置として耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業を実施する。

5 非構造部材の耐震対策

町は、県と協力し、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

6 重点促進区域における耐震診断・改修の促進

町は、地震災害に強いまちづくりを進めるため、以下の地域を重点的に耐震化を図る地域として設定し、当該区域内の住宅・建築物について計画的に耐震診断・耐震改修を促進する。

- (1) 災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地域
- (2) 木造住宅が密集し、出火危険度及び延焼拡大度の高い地域
- (3) 緊急輸送道路や避難路沿道に沿った地域 等

7 技術者の養成等

町は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に係る民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の受講を促し、技術資料の作成等に努める。

第4 液状化対策

国が平成 25 年 5 月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

町は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、町管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

第5 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震の履歴をみると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で再度地震が発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、町は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど町民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

町は、災害後の判定活動の速やかな実施に向け、町から県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会をとおして、応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備について、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

町は、県の協力のもとで、建築関係団体と協力し、町民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果があることから、県の協力を得て、文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

(2) 応急対策計画

ア 被災建築物の応急危険度判定

震災対策編 第2章 第15節「建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

イ 被災宅地の危険度判定

震災対策編 第2章 第15節「建築物の応急対策計画」第2に基づき実施する。

第6 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲にわたって不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、「むやみに移動をしない」など県が発する呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

(2) 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

(3) 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

2 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

3 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

4 その他の対策

(1) 迅速な把握

町は、被災した帰宅困難者を迅速に把握する。

(2) 情報の提供

町は、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対し、必要な情報の提供を行う。

(3) 代替交通手段を確保

町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させるよう対処する。

第7 文化財保護対策

1 耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用することが難しい。

このため、平成8年度から文化庁において策定が進められている「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

2 震災時の応急対応体制の確立

震災時において、町、指定文化財の所有者及び管理者は、県に対し被害状況を報告する。

3 文化財保護関係者の対応

文化財建造物は、倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。

このため、文化財保護関係者は、文化財建造物の焼失を防ぐ必要性から、県から応急対応の指導を受ける。

第7節 地震発生時の応急対策等

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

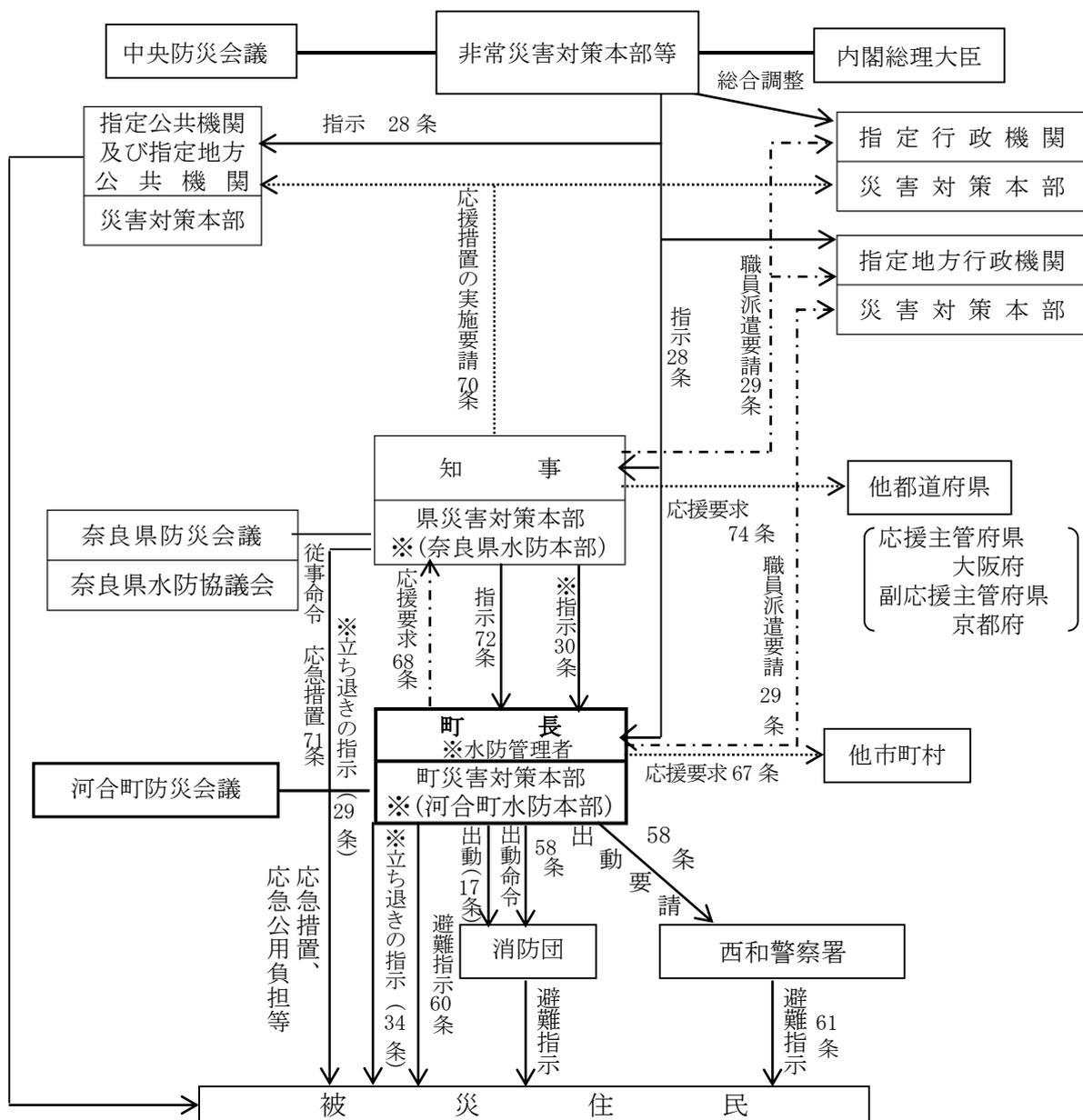
第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

町は、防災の推進を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、地震による災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は、次のとおりである。

■ 災害対策系統図



条番号は災対法（※については水防法）の条文を表す。

2 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したとき、直ちに町災害対策本部又は災害支援対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

3 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

町災害対策本部体制は、震災対策編 第2章 第6節「活動体制計画」第3に準ずる。

4 町の活動体制

町の活動体制は、震災対策編 第2章 第6節「活動体制計画」第2に準ずる。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表、
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著し被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 情報の受理、伝達

ア 各機関の受理、伝達

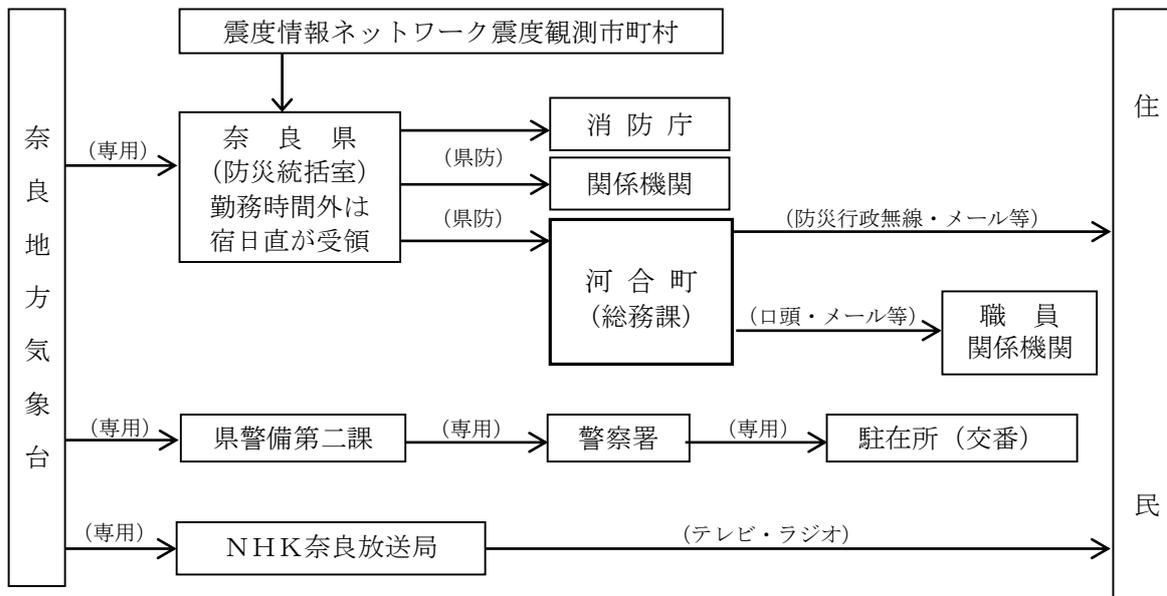
気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町は、県防災行政通信ネットワークシステム等により、消防本部、関係機関と共に情報が受理する。町及びその他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備と共に町防災行政無線等により、迅速に町民等へ情報を伝達するよう努める。

イ 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

■ 地震情報の伝達系統図



(県防) は県防災行政通信ネットワークシステム、(専用) は専用線又は専用無線

2 早期災害情報収集の計画

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

(2) 実施機関

ア 町、西和消防署

町、西和消防署は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

イ 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し各班長に報告する。班長は、職員の情報内容を町災害対策本部等に報告する。

(4) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

イ 町及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

異常現象の通報を受けた場合、町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 調査

ア 被害状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て実施する。

イ 被害状況等の調査に当たって、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分に留意する。

ウ 被害世帯数については、現地調査のほか住民登録・外国人登録と照合する。

エ 日常的に介護を必要とする災害時要配慮者の被害状況については特に配慮する。（要配慮者については、水害・土砂災害等対策編 第2章 第3節「要配慮者支援計画」参照）

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	保健所 県農林振興事務所 県家畜保健衛生所
(2) 避難に関する状況(避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況)	町	
(3) 福祉関係施設被害	町(県)	
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	
(5) 水道施設被害	町	
(6) 農業生産用施設	町	
(7) 畜産被害	町	

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(8) 水産被害	町	
(9) 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
(10) 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
(11) 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
(12) 商工関係被害	町	県農林振興事務所
(13) 公共土木施設被害	町（県）	県土木事務所
(14) 都市施設被害	町（県）	県土木事務所
(15) 町有財産、町有建築物被害 （文化財を除く）	町	
(16) 文教関係施設被害	町(県)教育委員会	
(17) 文化財被害	町(県)教育委員会	
(18) 警察関係施設被害	警察本部、警察署	町
(19) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	町

(3) 報告

町は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

ア 救助法の適用基準に合致するもの

イ 町又は県が災害対策本部を設置したもの

ウ 地震災害が2都道府県以上にまたがるもので、1つの都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

エ 地震災害が2市町村以上にまたがるもので、1つの市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

オ 地震災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ 地震災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

キ 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの

ク その他、地震災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

4 直接報告基準

町は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

5 安心安全推進課から県防災統括室への報告

(1) 報告系統

安心安全推進課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とする。

(2) 災害概況即報

安心安全推進課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を災害概況報告により、有線等で報告する。

また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。

(3) 被害状況即報

安心安全推進課は、即報基準に該当する災害が発生したとき、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を、有線等で報告する。ただし、定時の被害状況即報等、町長（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示にしたがって報告する。

(4) 災害確定報告

安心安全推進課は、応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））と同様式で報告する。

(5) 災害年報

安心安全推進課は、毎年1月1日から12月31日までの地震災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

6 報告系統

町、指定地方公共機関は、県に報告する。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後、県に報告する。

7 事業担当課から県事業担当課への報告

町各事業担当課は、災害が発生したとき、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第3 被災者の安否情報

1 安否情報の収集、整理

町は、被災した町民及び帰宅困難者を含む一時滞在者の安否情報の収集に努め、その安否情報を管理する。

2 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったとき、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町や県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるとき、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、町は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるとき、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町又は県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

4 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第8節 消火活動計画

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、町民、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等によって行われる。各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、町民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

町は、消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を策定し、これを実施する。

その場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

1 消防団員等の確保

地震災害時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防団員の召集も困難になる等消防力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防御方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても人命の安全を最優先とし、避難路等を確保

第3 他都道府県からの応援体制

町長は、「奈良県消防広域相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できないときは、奈良県広域消防組合消防本部を通じて知事に応援を要請する。

また、知事が町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を実施する。

1 応援受入体制の整備

応援を要請した町は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第4 救急・救助活動

1 救急活動

(1) トリアージ、応急手当の実施

迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携の上、災害現場に救護所を設置し、トリアージ*、応急手当を実施する。

※トリアージ：災害発生時等に多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと

(2) 迅速・的確な搬送の実施

医療機関の受入状況を確認の上、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者を最優先して迅速・的確な搬送を実施する。

(3) ヘリコプターによる救急搬送の実施

県と協力し、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(震災対策編 第2章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

2 救助活動

(1) 自主的な救助の実施

自主防災組織等は、独力で救助可能な場合、自主的に被災者の救助を実施する。

(2) 迅速・的確かつ計画的な救助活動の実施

町は、救助が必要な生存者の情報収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速・的確かつ計画的に救助活動を行う。

(3) 自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合

町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

3 各関係機関の相互協力

町は、各防災関係機関と共に、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急・救助活動を相互協力して実施する。

(注) 消防組織法第42条により、消防機関と県警察とは、相互協力する。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、相互協力すること。

第9節 医療救護計画

災害発生後 48 時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。

また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

第1 医療救護活動

1 要請

町は、地区医師会長又は病院長等医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

また、災害急性期（発災後おおむね 48 時間以内）において町の対応能力のみでは十分でないとき、県に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

2 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、町の設置する医療救護所等において県や関係機関の協力を得て行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が殺到する病院

第2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

1 傷病者等の搬送

町及び関係機関は、応急手当等がなされた傷病者で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送について、状況に応じて次のとおり行う。

- (1) 町等の消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 医療救護班が使用している自動車での搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

広域搬送等を必要とする場合、県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

関係機関は、医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

3 医薬品等の搬送

関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

4 ドクターヘリの受入体制の確保

町は、ヘリコプターを活用した医療機関への円滑な搬送活動のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第3 後方医療体制

災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬかれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入れ、治療に当たる。

第4 医薬品等の供給

町は、災害時の医療救護活動用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足する場合には、保健所に支援を要請する。

第5 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

町、保健所及び精神保健福祉センターは、精神障害者及びメンタルヘルス対策として、本節第6「保健所等による健康管理」等により安否及び健康状況を確認された精神障害者について必要な生活援助の検討、提供を行う。

町は、保健所と共に、社会福祉施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第6 保健所等による健康管理

町は、保健所と共に、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

第7 在宅難病患者に関する活動

町は県の協力のもと、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

- 1 町民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- 2 町、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

第8 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

町は、県、精神保健福祉センター、保健所と共に、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

町及び保健所は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 こころのケアチームの活動

精神保健福祉センターは、あらかじめ作成する「災害時こころのケア活動マニュアル」（仮称）に基づき、こころのケアチームを編成し活動する。町は活動に協力する。

3 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

4 相談支援等

町は保健所等と連携し、避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施するが、町は、必要に応じこれらの活動に協力する。

第10節 緊急輸送計画

町は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 円滑な災害応急対策の実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 上記1の続行
- イ 要配慮者の保護に係る福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記2の続行
- イ 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 町及び防災関係機関の措置

- (1) 町及び防災関係機関は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して、県又は他町等に斡旋を要請する。
 - ア 輸送区間及び借上期間
 - イ 輸送人員又は輸送量

- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

前記以外の事項については、震災対策編 第2章 第24節「緊急輸送計画」を準用する。

第11節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

防疫は、町が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。

ただし、町の被害が甚大で、町だけでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内のほかの市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 食品衛生対策

町は、保健所から食品衛生監視員等の関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等の指示に従い、食中毒の発生を防止に努める。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

町は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合、県に斡旋を依頼する。

第4 生活衛生対策

町は、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、県の指導のもと、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

なお、上記以外の事項については、震災対策編 第2章 第28節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第12節 支援・受援体制の整備

第1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災町への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- 1 町は、県や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の町と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する町との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第2 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

2 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を県と連携して進める。

第3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、震災対策編 第1章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づくこととする。

第13節 広域避難対策

町は、県と連携し、本県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第14節 物資等の確保

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、町民、町及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努める。

第1 町民、町、県の役割分担

1 町民の役割

町民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な町民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法)

また、家族構成を考慮して、避難するときを持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 町の役割

町は、被災した町民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した町民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

町は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

町は、供給に必要な食料品等の物資調達を行う流通備蓄協定を締結する等、被災した町民に対し、物資を円滑に供給するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- 1 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- 2 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- 3 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- 4 その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料備蓄率の向上

町民による食料備蓄率は防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、町は、積極的に災害時の物資確保に努める。

町は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段により積極的に確保する。